

広島県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原竹原線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	新	旧			
三原市小泉町字吉井一一一八番一地先から 三原市小泉町字松ヶ崎一三二五番三地先まで		新	旧	一七・三〇 二七・七〇	一、〇一九・ 〇〇	拡張 (一部幅員減 少)
三原市小泉町字山之神一九九二番地先から 三原市小泉町字山之神一九九二番地先まで		新	旧	一四・三〇 三八・二〇	七一・四〇	
三原市小泉町字山之神一九九二番地先から 三原市小泉町字桜ヶ谷裾二〇三二番地先まで		新	旧	一三・六〇 二二・〇〇	三四・〇〇	幅員減少 (一部拡張)
三原市小泉町字池之谷一七二二番一地先から 三原市小泉町字龍降一七七四番一地先まで		新	旧	一五・〇〇 四九・二〇	一八九・〇	幅員減少